

認可外保育施設などを利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、池田町から「保育の必要性の認定」を受ける必要がありますので池田町へ申請してください。

(注1) 保育所、認定こども園などを利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、池田町にご確認ください。

- 3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育などを指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県などに届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- 就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

問い合わせ ☎ 45・3111

保育園・認定こども園関係：健康福祉課（内線 151・152）

私立幼稚園関係：学校教育課（内線 272）

経済センサスー基礎調査へのご協力をお願い

総務省統計局・岐阜県・池田町では、「経済センサスー基礎調査」を実施します。皆さんの調査へのご理解・ご回答をよろしく願います。

目的

全国すべての産業分野における事業所の活動状態などの基本的構造を全国および地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。

期間 令和元年9月～令和2年3月

対象

すべての民営事業所（ただし、農・林・漁業など、一部の事業所は除きます。）

方法

調査員が全国すべての事業所の活動状態を实地に確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布します。

薬と健康の週間（10月17日～10月23日）

薬を使う際には、「使用上の注意」をよく読み、定められた用法や用量、使用期限、保管方法などを必ず守るようにしましょう。

また、かかりつけの薬局・薬剤師を決め、自分の体質や症状、使用している他の薬、これまでの副作用の

詳細は次のURLをご参照ください。

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2019/campaign/index.html>

問い合わせ

企画課 企画政策係

統計担当

☎ 45・3111（内線242）

経 済
セ ン サ ス
基 礎 調 査

日本の未来のために、
とても大切な調査があります。

総務省統計局

経験などを薬剤師に伝えるようにすると、より安心して薬を使用することができます。

医薬品 副作用被害救済制度

お薬を使うときに、思い出してください！

PMDA